

名護市入札における最低制限価格複数設定方式の試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市契約規則（昭和48年規則第19号。）及び名護市入札における最低制限価格に関する要綱（平成16年告示第38号。以下「最低制限価格要綱」という。）に定めるもののほか、市が発注する請負工事等の入札において透明性や公平性、公正性の向上を図り、適正な入札執行を確保するため、最低制限価格複数設定方式の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 契約担当者は最低制限価格を設定する場合、異なる3つの最低制限価格を最低制限価格調書（様式）に設定し、かつ、封書に封印し、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

(最低制限価格の決定)

第3条 最低制限価格は、入札参加業者の中からあらかじめくじにより選出された者が、3つの最低制限価格の中から開札前にくじによって1つを決定するものとする。

(最低制限価格の無効)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条により作成した最低制限価格調書は無効とし、入札を延期し新たに最低制限価格調書を作成することとする。

- (1) 入札時に最低制限価格が封印されていない場合
- (2) 設定された3つの最低制限価格のうち、同じ価格のものが複数ある場合
- (3) 設定された3つの最低制限価格のうち、最低制限価格要綱第3条に規定する範囲内で設定されていないものがある場合
- (4) 記名押印漏れや記載の誤り等により、最低制限価格設定者の意思表示が不明瞭である場合

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は、入札場所において、落札者を決定した後、設定した3つすべてを速やかに公表する。

附 則（平成22年6月29日告示第73号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に最低制限価格要綱に基づき設定された最低制限価格（この要綱の施行の日前に決裁されたものに限る。）については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日告示第51号）

この要綱は、告示の日から施行する。